



平成18年5月31日

各 位

会 社 名 JFE商事ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤 脩
(コト番号 3332 東・大証第1部)
問合せ先 総務部長 新角 彰久
(TEL 03 - 5203 - 5055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月31日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

会社法の規定に基づき、定款に定めることにより取締役会の書面決議の導入が可能となったため、第23条第2項(取締役会の決議の方法及び決議の省略)を新設するものであります。

議決権の行使に関する事項について、定款または取締役会の決議による定めが必要になったことから、第16条(議決権の代理行使)に所要の変更を行うものであります。

整備法の規定に適合させるため現行定款に記載がない事項に関し第4条(機関)、第7条(株券の発行)を新設するとともに、第10条第1項および第2項(株主名簿管理人)に所要の変更を行うものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (2) 現状の発行可能株式総数3億2千万株は変更いたしません。傘下の事業会社の事業展開に伴う資金需要に対応して、機動的な資金調達を行うために、A種優先株式を消却した場合に、その消却相当数の株式を普通株式で発行できるよう第6条第2項(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (省 略)	(現行どおり)
(目的) 第2条 (省 略)	(現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 (省 略)	(現行どおり)
(新 設)	
	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p>(3)監査役会</p> <p>(4)会計監査人</p>
(公告の方法) 第4条 (省 略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(株式の種類及び授権株式数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は3億2,000万株とし、このうち2億6,000万株は普通株式、6,000万株はA種優先株式とする。ただし、普通株式又はA種優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は3億2,000万株とする。</p> <p>— 当社の発行可能種類株式総数は普通株式3億2,000万株、A種優先株式6,000万株とする。</p>
(新 設)	
	(株券の発行) 第7条 当社の株式については、株券を発行する。
(取締役会決議による自己株式の買受) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(取締役会決議による自己の株式の取得) 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)
第7条 当社の1単元の株式の数は、普通株式及びA種優先株式それぞれにつき、1,000株とする。
当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(名義書換代理人)
第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、諸届、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)
第9条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、諸届、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(氏名、住所等の届出)
第10条 株主(実質株主を含む。以下同じ)、質権者又はその法定代理人は、その氏名、名称又は商号、住所及び印鑑を名義書換代理人に届け出るものとする。
— 日本国内に住所を有しない株主は、国内に仮住所を定めて届け出るものとする。
— 前2項の届出事項を変更したときも同様とする。

(基準日)
第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
— 前項のほか必要ある場合は、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
第9条 当社の単元株式数は、普通株式及びA種優先株式それぞれにつき、1,000株とする。

当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿管理人)
第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)
第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(削除)

(削除し、新たに第3章第14条に規定する。)

第2章の2 優先株式

(A種優先株式)

第12条 当社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。

(A種優先配当金)

1. 当社は、第32条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株当たり、以下に定める利益配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。

A種優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの発行価額に、それぞれの営業年度毎に当該営業年度内の4月1日及び10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)に全国銀行協会がそれぞれ発表する日本円6カ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)(ただし、当日において発表されない場合には、これに準ずるものとして当社が適切と判断する銀行の表示する利率を参考に、当社が合理的に定める率とする。)の2時点における数値の平均値に1%を加えた利率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じた金額(ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「A種優先配当基準金額」という。)とする。ただし、発行日を含む営業年度から平成26年3月31日を含む営業年度までの各営業年度に係るA種優先配当年率は5%を上限とする。又、当該営業年度において本条第2号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。A種優先配当年率は、%位未満小数第4位を四捨五入する。

(A種優先中間配当金)

2. 当社は、第33条に定める中間配当金を支払うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき各営業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。A種優先中間配当金は、円位未満小数第3位を四捨五入する。

(非累積条項)

3. A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払うA種優先配当金がA種優先配当基準金額に達しない場合においても、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

第2章の2 優先株式

(A種優先株式)

第12条 (現行どおり)

(A種優先期末配当金)

1. 当社は、第34条に定める期末配当を行うときは、期末配当の基準日におけるA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、期末配当の基準日における普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株当たり、以下に定める優先期末配当金(以下「A種優先期末配当金」という。)を支払う。

A種優先期末配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの発行価額に、それぞれの事業年度毎に当該事業年度内の4月1日及び10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)に全国銀行協会がそれぞれ発表する日本円6カ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)(ただし、当日において発表されない場合には、これに準ずるものとして当社が適切と判断する銀行の表示する利率を参考に、当社が合理的に定める率とする。)の2時点における数値の平均値に1%を加えた利率(以下「A種優先期末配当年率」という。)を乗じた金額(ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(以下「A種優先期末配当基準金額」という。)とする。ただし、発行日を含む事業年度から平成26年3月31日を含む事業年度までの各営業年度に係るA種優先期末配当年率は5%を上限とする。又、当該事業年度において本条第2号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。A種優先期末配当年率は、%位未満小数第4位を四捨五入する。

(A種優先中間配当金)

2. 当社は、第35条に定める中間配当金を支払うときは、中間配当の基準日におけるA種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、中間配当の基準日における普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき各事業年度におけるA種優先期末配当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。A種優先中間配当金は、円位未満小数第3位を四捨五入する。

(非累積条項)

3. A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払うA種優先期末配当金がA種優先期末配当基準金額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

4. A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先配当金を超えて配当しない。

(A種優先株式に対する残余財産の優先分配)

5. 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき発行価額相当額を支払う。A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(A種優先株式の議決権)

6. A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(A種優先株式の併合又は分割、新株引受権等)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。又、当社は、A種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えないものとする。

(A種優先株式の消却)

8. 当社は、法令の定めに従い、株主に配当すべき利益をもって、A種優先株式を買い入れ、消却することができる。

(償還請求権)

9. A種優先株主は、当社が普通株主又は普通登録質権者に対して前営業年度に係る利益配当金の支払いを行う場合には、各営業年度における8月1日から8月20日までの間(以下「償還請求可能期間」という。)において、前営業年度の当期純利益より利益配当金(A種優先配当金を含む。)を差引いた後の金額の2分の1に相当する金額又は償還請求可能期間の直前の定時株主総会において報告され承認された貸借対照表上の純資産額から(a)商法第290条第1項各号の金額、(b)その定時株主総会において利益から配当し若しくは支払うものと定め又は資本に組入れた額、(c)その定時株主総会において株式の買い入れのため決議した額の合計額を控除した額のいずれか小さい額(以下「償還限度額」という。)を限度として、発行価額での償還を請求することができる。当社は、償還請求可能期間が満了する毎にその満了日から1カ月以内に、法令の定めに従い、償還手続に着手する。ただし、償還限度額を超えてA種優先株主から償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

(非参加条項)

4. A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、A種優先期末配当金を超えて配当しない。

(A種優先株式に対する残余財産の優先分配)

5. (現行どおり)

(A種優先株式の議決権)

6. (現行どおり)

(A種優先株式の併合又は分割、新株予約権等)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。又、当社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、株式及び新株予約権若しくは新株予約権付社債の無償割当ては行わない。

(A種優先株式の消却)

8. 当社は、法令の定めに従い、剰余金をもって、A種優先株式を取得し、消却することができる。

(取得請求権)

9. A種優先株主は、当社が普通株主又は普通登録質権者に対して前事業年度に係る期末配当金の支払いを行う場合には、各事業年度における8月1日から8月20日までの間(以下「取得請求可能期間」という。)において、前事業年度の当期純利益より期末配当金(A種優先期末配当金を含む。)を差引いた後の金額の2分の1に相当する金額又は会社法第461条第2項に定める分配可能額のいずれか小さい額(以下「取得限度額」という。)を限度として、発行価額での取得を請求することができる。当社は、取得請求可能期間が満了する毎にその満了日から1カ月以内に、法令の定めに従い、取得手続に着手する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。
前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

(新設)

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が代理人に委任して議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主であることを要する。

(新設)

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決定する。
商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決定する。

(種類株主総会)

第17条 第14条、第15条及び第16条第1項の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期と同一とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 (現行どおり)

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

(現行どおり)

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる

— 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(種類株主総会)

第18条 第15条、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(選任方法)

第19条 (現行どおり)
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(員数)

第20条 (現行どおり)

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(招集、招集者及び議長)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときはこの限りでない。

取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を欠くとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決定する。

(新設)

(代表取締役、役付取締役の選任)

第23条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。

取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(選任)

第25条 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

(員数)

第26条 当社の監査役は、5名以内とする。

(任期)

第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期と同一とする。

(新設)

(取締役会の招集通知、招集権者及び議長)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときはこの限りでない。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を欠くとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(取締役会の決議の方法及び決議の省略)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

— 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(選任方法)

第26条 (現行どおり)
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(員数)

第27条 (現行どおり)

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集、招集者及び議長)

第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。
監査役会は、監査役会においてあらかじめ定めた監査役がこれを招集し、その議長となる。ただし、必要ある場合には、その他の監査役がこれを招集し、その議長となることを妨げない。

(決議の方法)

第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 計 算

(営業年度)

第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利益配当金)

第32条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。

(中間配当金)

第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当として商法第293条ノ5の規定による金銭の分配を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過するも受領されないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。
未払配当金及び未払中間配当金には利息をつけない。

以 上

(監査役会の招集通知、招集権者及び議長)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。
(現行どおり)

(監査役会の決議の方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決定する。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
(現行どおり)

以 上